

# 官報号外

昭和五十四年四月二十六日

## ○第八十七回 衆議院会議録 第二十一号

昭和五十四年四月二十六日(木曜日)

議事日程 第十九号

午後三時開議

昭和五十四年四月二十六日

午後三時開議

第一 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 北西太平洋における千九百七十九年の日

本邦のさけ・ますの漁獲の手続及び条件

に関する議定書の締結について承認を求める件

第三 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 林業等振興資金通暫定措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 北西太平洋における千九百七十九年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件

日程第三 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 林業等振興資金通暫定措置法案(内閣提出)

○議長(灘尾弘吉君) 日程第一、アフリカ開発基

金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀

行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改

正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長加藤六月

君。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する

法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に

関する法律の一部を改正する法律案及び同報

告書

[本号末尾に掲載]

[加藤六月君登壇]

[本号末尾に掲載]

質疑を終了し、昨二十五日採決いたしましたとこ

ろ、多數をもって原案のとおり可決すべきものと

決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

[賛成者起立]

本法律案の内容は、最近における国際開発金融機関の増資が頻繁に行われる事を考慮し、わが国のこれら開発金融機関に対する積極的協力姿勢を明らかにするため、政府は、今後両機関に対し、従来の出資額のほか、予算で定める金額の範囲内において出資することができる事とするものであります。

なお、昭和五十四年度一般会計予算予算則に

おきまして、アフリカ開発基金への追加出資の限

度額三百十七億四千九百五十一万円、米州開発銀

行への追加出資の限度額二百七十七億五千三百二

十五万三千円と規定されております。

本案につきましては、審査の結果、去る十一日

本会議に付いたては、審査の結果、去る十一日

君。

## 北西太平洋における千九百七十九年の日本国

さけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件及び同

卷之三

卷之三

○塙谷一夫君　ただいま議題となりました北西太洋における千九百七十九年の日本国とのさけます。

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案及び同報告書

○議長(選尾弘吉君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり  
のと決した次第であります。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

その主な内容は、第一に、外航船舶の建造融資について、昭和五十四年度以降の三ヵ年度において新たに政府が金融機関と利子補給契約を結ぶことができることとするため、利子補給契約を結ぶことができる期限を昭和五十七年三月三十一日までとすること。

(号外)

官

本件は、四月二十四日外務委員会に付託され、昨二十五日園田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたします。  
　本件は委員長報告のことおり承認するに御異議あ  
りませんか。

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第三、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案を議題としたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長橋口隆君。

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔橋口隆君登壇〕

○橋口 隆君 ただいま議題となりました特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

従来、一般家庭におけるガスによる災害の防止につきましては、ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、各般の保安対策が講じられてまいりましたが、ガス消費機器の設置工事の欠陥に係る災害は、依然として後を絶たない状況であります。

本案は、このような状況にかんがみ、現行の保安規制を補完し、その充実を図ろうとするものであります。その主な内容は、

第一に、ガスバーナーつきふろがま、ガス瞬間湯沸かし器等のガス消費機器の設置工事を行う特定工事業者は、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に実地に施工を監督させなければならないこと。

第二に、ガス消費機器設置工事監督者の資格

は、通商産業大臣またはその指定する者が行う特定工事に必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者、液化石油ガス設備士等に対し与えること等であります。

本案は、三月三十日参議院から送付され、同日当委員会に付託され、四月十一日江崎通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を重ね、四月二十五日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員会理事閔谷勝嗣君。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔閔谷勝嗣君登壇〕

経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における日本船の国際競争力の著しい低下に伴い、外航海運企業が日本船を建造する意欲を減少し、運航コストの低廉な外国用船へ依存する度合いを年々高めつつある実情にからみ、わが国外航海運企業による外航船舶の建造を促進するため、利子補給制度の復活、拡充を図り、もって国際競争力のある日本船の建造体制を改善、強化しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、外航船舶の建造融資について、昭和五十四年度以降の三ヵ年度において新たに政府が金融機関と利子補給契約を結ぶことができる期限を昭和五十七年三月三十一日までとすること。

第二は、新たに締結する利子補給契約に係る利子補給率は、日本開発銀行の融資の利率と二・五五%との差の範囲内において、また、一般金融機関の融資については、市中の最優遇金利と二・六%との差の範囲内において、それぞれ定める率とすること。

第三に、個々の利子補給契約による利子補給金の総額を計算する場合の基礎となる日本開発銀行の融資の償還条件は、新しい利子補給契約の場合、定期船と定期船以外の船舶とを区別せず、一律に元本三年間据え置き、十年間半年賦均等償還とすること。

本案は、去る三月一日当委員会に付託され、同月十六日政府から提案理由の説明を聴取した後、同月二十日参考人より意見を聴取し、四月十日及び二十五日質疑を行い、昨二十五日採決の結果、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、五派共同提案に係る、わが国海運企業の国際競争力の強化、日本人船員の雇用の拡大、日本船を中心とする商船隊の整備、国際海運秩序の維持に必要な諸施策及び中小造船業

の需要の確保について政府は適切な措置を講すべ  
きである旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（瀬尾弘吉君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬尾弘吉君） 起立多数。よって、本案は  
委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 原子爆弾被爆者に対する特別措置  
〔に関する法律の一部を改正する法律案（内  
閣提出）〕

○議長（瀬尾弘吉君） 日程第五、原子爆弾被爆者  
に対する特別措置に関する法律の一部を改正する  
法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長森下  
元晴君。

○森下元晴君 ただいま議題となりました原子爆  
弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を  
改正する法律案について、社会労働委員会におけ  
る審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、  
特別手当等の額を引き上げようとするもので  
あります。その内容は、

第一に、認定被爆者に対する特別手当の額につ  
いて、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態  
にある者に支給する特別手当の額を月額三万三千

円から五万四千円に引き上げ、当該状態にない者  
に支給する特別手当の額を月額一万六千五百円か  
ら二万七千円に引き上げること、

第二に、健康管理手当の額を月額一万六千五百  
円から一万八千円に引き上げること、

第三に、保健手当の額を月額八千三百円から九  
千円に引き上げること

であります。

本案は、去る三月八日付託となり、昨日の委員  
会において質疑を終了いたしましたところ、特別  
手当等の額をさらに引き上げる修正案が提出さ  
れ、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議  
決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決  
しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（瀬尾弘吉君） 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は  
委員長報告のとおり決するに御異議ありません  
か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬尾弘吉君） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

〔本号末尾に掲載〕

日程第六 林業等振興資金金融通暫定措置法案  
〔内閣提出〕

○森下元晴君 ただいま議題となりました原子爆  
弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を  
改正する法律案について、社会労働委員会におけ  
る審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、  
特別手当等の額を引き上げようとするもので  
あります。その内容は、

隆君。

○森下元晴君 ただいま議題となりました原子爆  
弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を  
改正する法律案について、社会労働委員会におけ  
る審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、  
特別手当等の額を引き上げようとするもので  
あります。その内容は、

第一に、認定被爆者に対する特別手当の額につ  
いて、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態  
にある者に支給する特別手当の額を月額三万三千

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律  
の一部を改正する法律案及び同報告書

○佐藤隆君 ただいま議題となりました林業等振  
興資金金融通暫定措置法案につきまして、農林水産  
委員会における審査の経過並びに結果を御報告申  
し上げます。

本案は、最近における林業をめぐる諸情勢の著  
しい変化に對処して、林業經營の改善並びに国内  
産木材の生産、流通の合理化を一體的に進めるこ  
ととし、当分の間、農林漁業金融公庫が造林・林  
道資金の貸し付けを行う場合における償還期限及  
び据え置き期間の特例措置を設けるとともに、國  
内産木材の生産、流通の合理化を進めるために必  
要な資金の円滑な供給を図る措置等を講じ、林業  
及びその関連産業の健全な発展を図ろうとするも  
のであります。

委員会におきましては、三月一日渡辺農林水產  
大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十四、  
二十五の両日にわたり参考人から意見を聴取する  
など、慎重に審査を行い、四月二十五日質疑を終  
了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案の  
とおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（瀬尾弘吉君） 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり  
ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬尾弘吉君） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

〔本号末尾に掲載〕

日程第六 林業等振興資金金融通暫定措置法案  
〔内閣提出〕

○議長（瀬尾弘吉君） 日程第六、林業等振興資金  
融通暫定措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長佐藤  
隆君。

○議長（瀬尾弘吉君） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま  
せんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬尾弘吉君） 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり  
ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬尾弘吉君） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま  
せんか。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する  
法律案（趣旨説明）

○議長（瀬尾弘吉君） この際、内閣提出、防衛庁  
設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につ  
いて、趣旨の説明を求めます。國務大臣山下元利  
君。

○梅野泰二君 私は、日本社会党を代表し、た  
だいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法

〔國務大臣山下元利君登壇〕

○國務大臣（山下元利君） 防衛庁設置法及び自衛  
隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨  
を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明  
いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊八百十四  
人、航空自衛隊三百二十五人、計千百三十九人増  
加するためのものであります。これらの増員は、  
海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に  
伴うものであります。航空機の就役等に伴うものであります。

各大臣に対し、以下若干の質問を行います。  
まず最初に、総理の防衛政策に対する基本姿勢について伺います。

ければならないと述べられたそうであります。が、一体、防衛政策に対する總理の基本姿勢はこの数カ月の間に変わったのか、変わらないのか。変わったとすればいかなる理由によるものか、この際、明確にお答えいただきたいのであります。

しかし、問題は、どこの国がまず軍縮への第一歩を踏み出しかであります。けだし、どこかの国が率先垂範しない限り、軍縮というきわめて困難な世界史的大事業の実現はどうてい不可能だからであります。私は、それこそ、園田演説の言う、誇り高き憲法を持つわが国が、その光榮ある最初

御論文係へて居ると折半し、総理御論文を略して  
ござりました。こうした防衛問題に対するいわば  
ハト派的姿勢が好感を持って迎えられ、それが総  
裁選勝利の一因にもなったというのが大方の見方

ところで、経理秘書ますあなたに、次の演説の一節をお聞きいただきたいのです。

の國となる勇気と決断を持つべきであると思うの  
であります。ですが、総理はいかがお考えであります  
うか、御所見を伺いたいのであります。(拍手)  
わが党は、かねてからこうした見地に立ち、ま  
ず、全面軍縮への足がかりとして、アジア・太平  
洋地域における非核化を也含む設置とは自ら、こ

おいても、節度ある自衛力、あるいは、眞の安全保障は防衛力だけで足りりとするものではないなどと述べ、少なくともこの時点までは、防衛力を控え目にとらえ、むしろ安全保障政策の多元性、総合性が強調されていたと思うのであります。ところが、去る三月十八日の防衛大学校卒業式

し、国際協調をその外交政策の前提としておりま  
す。我が国がこのような世界史上例の少ない実験  
にのりだす途を選択した背景には、第二次世界大  
戦の体験を通じて日本国民の一人一人の心に深く  
根ざした「二度とこのような戦争があつてはなら  
ない」という決意があります。この決意は、戦後  
三十余年を経た今日、日本国民の間に深く定着し  
ており、将来にわたって我が国がこれに反するよ

とするわが国の防衛力は、他国に脅威を与えるものではないが、真に抑止力たり得るものでなければならないとの見解を示されました。私は、総理が抑止力を強調されるとき、専守防衛と抑止力保持とは併存しがたい概念であると言った栗栖前統幕議長の言葉を思い起こさずにはおれないであります。また、去る四月十九日、アメリカ人記者との会見では、極東ソ連軍の増強に対応するため、日本は軍事的偵察能力及び抑止力を強化しな

うな行動をとる」とは断じてありません。」そしてまた、「相互不信が軍備の増強を招き、軍備の増強が不信の種をもくと、いう悪循環を断ち切り、相互信頼が軍縮をうながし、軍縮が相互信頼を醸成するという関係に置きかえなければなりません。」というのであります。

これは、国連軍縮特別総会における園田外務大臣の演説の一節であります。まことに格調高く、かつまた正論と言ふべきであります。

国連軍縮特別総会における園田演説は、わが國が日本国憲法の精神を踏まえ、軍拡を拒否し、軍縮に努力することを全世界に向かって公約したのもと言わなければなりません。歴代自民党政府の防衛政策が、この公約と全く相反するものであつたことはいまさら多言を要しないところであります。が、いまや、大平内閣もまた歴代自民党政閣と同じく、いやむしろそれに拍車をかけて軍備を増強し、軍事大国への道をひた走ろうとしているの

られるところによりますと、防衛庁はバージンシステムの更新などを内容とする中期業務見積もりを策定し、防衛費の対GDP比を、現在の〇・九%から五年後には一%に引き上げる方針であるとされています。しかし、御案内のとおり、わが国はGNPはきわめて大きく、ことのGNPは〇・一%でも一千億円を優に超える巨額となるのでありますし、もじこうした方針が事実立てられているとすれば、それは絶対に容認しがたいもの

昭和五十四年四月二十六日 衆議院会議録第一二一號

五五八

であります。事実かどうか、防衛庁長官にお尋ね  
いたします。

ます。ぜひ納得のいく御説明をお願いしたいと思います。(拍手)

いと 思 い ま す。

たお この際 政府は将来とも防衛費を GNP の一%以下にとどめるという方針を堅持されるの

かどうか、その点もあわせてお伺いいたしたいのです。

このガイドラインのねらいは、アメリカのアジア軍事戦略の中に自衛隊を取り込み、米軍と自衛隊を一体化させ、その臨戦化、有事即応化を図ることとするところにあります。しかも、その目指すところは、対ソ戦と朝鮮半島有事を想定した日米共同作戦体制の確立であり、この意味で、ガイドラインは日米安保条約を実質的に改定するものと断ざざるを得ないのであります。

確かに、国後、択捉両島における軍事基地の建設、伝えられる空母ミンスクや戦略爆撃機バック

○内閣総理大臣(大平正芳君) 梅野さんにお答えをします。

たとえばガイドライン第二項では「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合」「日米両政府は、情勢の変化に応じ隨時協議する。」とされておりますが、ここに言ふ日本の安全に重要な影響を与える事態とは、どんな事態を想定されているのか、また、情勢の変化たる事態の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合」「日米両政府は、情勢の変化に応じ隨時協議する。」とされておりますが、ここに言ふ日本の安全に重要な影響を与える事態とは、どんな

あおり立て、防衛力の強化を企てるがごときは、  
断じて許し得ないと言わなければなりません。  
(拍手)いま一番大事なことは、脅威を強調することではなく、脅威をなくす努力をすることである  
ます。

う緊張した姿勢を持続してまいる限り、日本の宇宙開発は、  
今は保障されるものと確信をいたしておりますが、  
て、そういう趣旨のことをあらゆる場合に申し上げ  
ておるにすぎないのをございまして、考え方があ  
変わったというわけではありません。

感じた随時協議とは、いかなるレベルで何を目的として行われるものなのか、全く不明であり、私は、この点にこそ、日米安保条約の実質的改定の意味が隠されていると考えざるを得ないのであります。

る極東の軍事情勢をどのように認識されているのか、また、これとの関係で「防衛計画の大綱」の見直しを検討すべきであると考えておられるのかどうか、總理並びに防衛庁長官にお答えいただきたい

園田演説につきましては全面的に賛成でございまして、ここに示された崇高な目標に向かいいまして、わが国が努力を内外にわたつてしなければな

らぬものと考へております。

そうじうりゆつせんじません。

第四に、今度の訪米に当たりまして、日米の安保協力の問題について、これを話題にするつ

କାହାର ପାଇଁ କାହାର ପାଇଁ କାହାର ପାଇଁ କାହାର ପାଇଁ

特に日米間の首脳の間でござりますから、友好関係にござりまするパートナーとして、過去におきましても日米安全保障条約の運営問題は話題に

なったことになります。今度も、この運営の問題につきまして、変わらない信頼を持って堅持していくといふ趣旨のことは確認し合いたいものと考えております。(拍手)

○國務大臣(園田直君) 非核地帯の設置について  
は、まず、その域内の国々が同意することが不可  
欠の要件でございます。したがいまして、関係域  
内の同意が生じやすいような環境づくりにそれぞ  
れの国が努力しやすいよう、わが国は寄与してい  
ます、参考にならう。

きたいと考えております

選択をし、その決意を表明しておるわけでありま  
す。これがはじめて、軍縮については、つぶ図な

その先駆者たるの責任があると存じております。

その軍縮については、まず、軍縮分野の優先課題である核軍縮の推進に当たる所存で」といまし

て、核軍縮については、それぞれ実現可能なものを一つずつ積み重ねていく所存でございます。

(拍手)

〔國務大臣山下元利君登壇〕

○國務大臣(山下元利君) わが国の潜水艦部隊は、現在、二個潜水隊群が並列して存在し、作戦運用面においてこの群司令部相互間で調整を行って実施しているのが実情でございまして、指揮運用の一元化が図られておりません。このため、昭和五十四年度において、潜水艦隊司令部、第一潜水隊群、第二潜水隊群、その他の直轄部隊から編成される潜水艦隊を新編し、指揮運用の一元化を図ることいたしましたものでございます。西ドイツにおきましては、二十四隻の潜水艦が单一の司令部のものに運用されておることは承知いたしておりますが、その潜水艦部隊の性格等についてはつまりかではございません。いずれにいたしましても、わが国の潜水艦部隊は、水上艦艇部隊と同様、わが国の周辺海域において直接侵略等に対処することを任務としておりまして、御指摘のような、攻撃的外洋艦隊といった性格のものではございません。

なお、防衛関係費のGNPに対する1%という額議決定につきましては、これを当面変えるつもりはございません。昭和五十五年度から五十九年度を対象とする中期業務見積もりの作成に当たりましては、ただいま申しました、当面、防衛関係費の対GNP比1%以下という政府の方針は、防

衛庁としても念頭に置いて策定作業を進めておるところではございます。

なお、「日米防衛協力のための指針」についてお話をございました。これは日米安保条約の実質的改定ではないかということをございますが、そのようには考えておりません。御指摘の、指針第三項においては、日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に考えられる日本への便宜供与のあり方を、日米安保条約等の日本間の関係取り決め及び日本の関係法令の範囲内において一般的に研究しようとするものであります。

また、隨時協議の点につきましては、極東における国際の平和及び安全の維持に関連する諸情勢は、安保条約により広く日米間で随时協議できることになつております。ところが、今日に至るも、その具体的な内容は何ら明らかにされておりません。

また、総合的安全保障構想の必要性を強調されております。ところが、今日に至るも、その具体的な内容になつております。ところが、今日に至るも、その具体的な内容は、この指針においては、極東における事態で特に日本の安全に重要な影響を与える場合には、情勢の変化に応じ随时協議すべきであるとの一般的考え方をあくまでも念のため表明したものでございます。

なお、私も、また自衛隊の陸上幕僚長も、わが国周辺における国際情勢についての客観的な事実は申述べておりますが、先ほど総理大臣からも御答弁ございましたように、防衛庁としては、いま直ちに「防衛計画の大綱」を見直したり修正するようなことは考えておりません。

以上でございます。(拍手)

〔長谷雄幸久君登壇〕

○議長(瀧尾弘吉君) 長谷雄幸久君。

○議長(瀧尾弘吉君) 長谷雄幸久君。私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず、大平総理大臣の持論である総合的安全保障構想について伺います。

総理は、かねてより、外交、防衛政策の柱として、総合的安全保障構想の必要性を強調されております。ところが、今日に至るも、その具体的な内容は、何ら明らかにされておりません。

総理は、昨年八月、自民党主催の夏季研修会で

は、戦後三十年、わが国の周辺が波静かだったの

は防衛力や安保条約だけの功績ではないと述べ、

また本年一月の施政方針演説でも、真の安全保障

は、防衛力だけ足りりとするものではないと述

べ、いずれも、軍事力一刃倒すという偏った政策の誤りを指摘する発言をされております。ところ

が、三月、防衛大学の卒業式では、総合安全保障

戦略の根幹をなすものは防衛力の充実整備である

との訓示を行い、一転して軍事力中心の姿勢を國

民の前に明らかにしたのであります。

二つには、政府部内に設置されている国防会議

を解消して、安全保障会議を設置すべきことであ

ります。現在の国防会議は、防衛庁設置法に基づき設置されており、検討する内容もいわゆる軍

事問題に限られております。その結果、防衛庁サ

イドに立って作成されたものを追認する機関にと

構想とはいかなる内容のものか、さらに、総合的安全保障構想の中で防衛力の位置づけを伺っております。

さて、安全保障問題を考えるに当たって準備すべき規範は、言うまでもなく、平和主義を高らかにうたい上げている日本国憲法であります。したがって、この憲法から逸脱した総合的安全保障構想なるものは許されるはずがないであります。

そこで、総理の言われる総合的安全保障構想と平和憲法との関係について、総理の御所見を伺いたいのであります。

次に、総合的安全保障を具体的に論議する場を早急に設置することの必要性についてであります。その一つは、国会に安全保障特別委員会の設置をすべきことであります。この件については、すでに各党で合意を見たはずであります。その後一向に進展していないのが現状であります。聞くところによると、参議院の自民党が反対しているからだとのうわさもあります。

この際、自民党的總裁である総理から、この問題についての対処の仕方を伺つておきたいと思

うのであります。

官 銅 貨 (另 外)

どまつております。そのため、資源・エネルギー、食糧、科学技術、経済、外交、文化等の幅広い視野と長期的展望に立った総合的安全保障の論議さえ政府部内において十分になされていない状況にあります。

置すべきであるというわが党の提言について、総理の御見解を承りたいのであります。  
ことで、最近の内外情勢を踏まえ、具体的問題についてお尋ねをいたします。

E2Cの予算凍結解除に関しては、衆参両院議長の判断に由だねられておりますが、凍結解除に関する議長判断を求める条件として政府は何を考えておられるのか。また、政府は捜査終了時点を一応のめどにしているようですが、捜査終了時点に関する具体的な判断基準についてもお聞かせ願いたいのであります。

次は、兵器購入のあり方についてであります。巨額な予算を必要とする航空機等の兵器には、ほとんどの場合に汚職等の問題が絡んでおります。この際、兵器の購入及び調達を抜本的に再検討する必要があると思うのですが、この点についての総理の御見解をお伺いいたしたいのであります。さらに、アジア及び極東の軍事情勢等であります。

心のあります。

この問題について、今月九日、園田外務大臣は  
ブラウン・アメリカ国防長官に対し、アジア・太平  
洋地域における米国の信頼ある抑止力が必要で  
あると述べたと伝えられております。外務大臣の  
言われる信頼ある抑止力とはどのようなものかを想  
定しているのか、お尋ねをしたいのであります。

的に軍事力の拡大強化の方向に進まさるを得ないのであり、大国のパワーゲームに巻き込まれる危険性の大きいことを憂慮するものであります。抑止力としての防衛力整備と大国のパワーゲームの関係について、どのような判断を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

また、最近では、アメリカ側の要請に基づき、

に關して政府はいかなる解釈をとるのか、改めて明確な御答弁を願いたいと思うのであります。以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣總理大臣(大平正芳君) 長谷雄さんの第一の御質問は、私の防衛問題に対する基本姿勢に連してございました。これにつきましては、先

に関して政府はいかなる解釈をとるのか、改めて明確な御答申を願ふことを思うのであります。

内閣總理大臣大平正芳君登壇

て政府はいかなる解釈をとるのか、改めて御答弁を願いたいと思うのであります。をもって私の質問を終わります。(拍手)

太平洋地域における米国の信頼ある抑止力が必要であると述べたと伝えられております。外務大臣の言われる信頼ある抑止力とはどのようなものを想定しているのか、お尋ねをしたいのであります。また、最近では、国後、択捉のソ連軍事基地強化、キエフ型空母ミンスクの極東配備を含むソ連極東艦隊の強化、さらには長距離戦略爆撃機バフクファイアの配備等が指摘され、防衛庁初め政府は、いたずらにソ連の軍事的脅威を強調し、これへの対応を求めているようであります。特に、最

抑止力としての防衛力整備と大國のパワーゲームの関係について、どのような判断を持っておられるのか、お尋ねをいたします。  
また、最近では、アメリカ側の要請に基づき、P-3C、E-2C等の対潜哨戒機を初め、海上自衛隊、航空自衛隊の強化充実が推進されております。今回の防衛二法の内容も、海上、航空両自衛隊の強化にあります。陸上自衛隊は十八万人体制のままで一応の形をとっていますが、海上及び航空自衛隊に関しては増員の上限をどのように考

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

近、自衛隊の陸幕長は、極東の軍事情勢の変化に伴って「防衛計画の大綱」を修正する必要がある旨の発言をしております。

そこで、政府として、ソ連の極東における軍事的变化に対応して具体的な処置、たとえば「防衛

ムの関係について、どのような判断を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

また、最近では、アメリカ側の要請に基づき、P-3C、E-2C等の対潜哨戒機を初め、海上自衛隊、航空自衛隊の強化充実が推進されております。今回の防衛二法の内容も、海上、航空両自衛隊の強化にあります。陸上自衛隊は十八万人体制のままで一応の形をとっていますが、海上及び航空自衛隊に関しては増員の上限をどのように考えておられるのか、これとあわせて、予備自衛官の増員についても、その基準と構想をお聞かせ願いたいのです。

最後に、在日米軍駐留費の問題についてお尋ねをいたします。

○内閣總理大臣(大平正芳君) 長谷雄さんの第一の御質問は、私の防衛問題に対する基本姿勢に連してでございました。これにつきましては、先ほど梅野さんにお答えしたとおりでございまして、別段変わっていないのであります。

それでは防衛力の位置づけをどう考えておるのかという御質問でございますが、私は、防衛力も大事でございますけれども、外交力も大事である、経済力も政治力も大事である、文化力も大事であると考えておるわけでございまして、いずれが優先するというようには考えていないので、皆大事だと考えております。

平和憲法との関係を総合的安全保障を考える場合にどう考へておられるかということでおきます

計画の大綱」を修正する考え方があるのかどうか、さらには、ソ連の軍事力に対抗して、わが国の防衛力を強化する考え方があるのかをお尋ねしたいのであります。

いわゆる日米地位協定第二十四条について、從來、政府は、在日米軍の駐留経費はすべてアメリカ側の負担としていたのであります。ところが、最近、この方針を変更したと言われております。

が、平和憲法では平和主義、民主主義がうたわれておるわけでございまし、軍隊の維持も認められていないわけでございまして、その点は心得た上でわれわれが安全保障の努力に取り組んでお

總理は、昨年の自民党總裁選における政見の中で、米中ソ三大國のパワーゲームに巻き込まれずと明言しながら、さきの防衛大学の卒業式では、わが国の防衛力は、眞に抑止力たり得るものでなくてはならないと述べております。ところが、この抑止力としての防衛力整備という発想は、必然

在日米軍駐留経費のなし崩し的な日本側負担は、地位協定の事実上の変更であります。このことは、今後、労務費の問題だけでなく、さらに基地の管理運営費の面にまで拡大され、日本側の大幅な負担を余儀なくされることになるのではないか。  
そこで、この際、いわゆる地位協定第二十四条の

るわけでござりますので、御懸念のないようにお願いしたいと思います。

それから、第二に、国会に安全保障の委員会を設置する問題につきましてのお尋ねございまして、た。

昭和五十四年四月二十六日 衆議院会議録第一二一號  
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する長谷雄幸久君の質疑

きまして、安全保障問題につきまして専門的に論議を深められてまいることは望ましいことと考えております。しかし、この委員会を設置するかどうかという問題は国会の問題でございまして、国会から出でまいりました御意見は、政府として尊重をしなければならぬと考えております。

それから、国防会議の改組、運営の問題につきましてのお尋ねでございました。

国防会議につきましての運営につきましては、なお工夫を要する点がないわけではございません。それからまた、その構成につきましても、從来から議論があるところでございまして、そういった点を踏まえた上で、今後とも検討を加えていかなければならぬと考えております。

それから、E2C予算の凍結解除につきましてのお尋ねでございました。

この問題に関連いたしましてただいま捜査当局が捜査を進めておる最中でござります。したがいまして、この捜査の状況を見ながら、捜査の結果を踏まえた上で、両院議長の御意見も伺いましてこの問題についての決着を図りたいと考えております。いま捜査が進行中でござりますので、具体的にまだ申し上げる用意はないことを御理解をいただきたいと思います。

それから、兵器購入についての不正防止のための工夫でございますが、これは防衛庁におきましても、価格調査を徹底いたしまするとか、あるいは契約書でございますとか誓約書などの提出を求

めるとか、いろいろの工夫をいたしておりますのでございまして、詳細は防衛庁長官からお聞き取りをいただきたいと思います。

それから、わが国の安全保障がパワーゲーム、米ソ中三大国のパワーゲームにかかわりを持ってはならないという趣旨のこと述べておるが、そういう危険がありはしないかという御懸念でございますが、私は、日本の防衛力は、申し上げておられますように、他国に脅威を与えるようなものであつても困るが、しかし侮りを受けるようなものであつても困る、節度のあるものでなければならぬという趣旨のものを申し上げておるやうのものは、パワーゲームに参加できるような積極性を持ったものであつてはならないという警戒的な姿勢を始めたつもりでございまして、御理解をいただきたいと思います。

梅野議員のお名前を間違えまして、大変恐縮いたしました。お許しをいただきたいと思います。

(拍手)

【國務大臣山下元利君登壇】

○國務大臣(山下元利君) 防衛庁の主要装備品の調達に当たりましては、ただいま総理大臣からも御答弁がございましたが、不正防止を図る観点から、誓約書を提出させる、価格調査の強化を行ふ、代理店契約書を提出させるなどの措置を講じているところでございまして、今後とも一層適切な調達に努力する方針でございます。

ソ連の極東での軍事力につきましての御質問で

ございましたが、近年におきますところの極東ソ連の軍事力増強には目覚ましいものがあります

て、特にキエフ級空母ミンスクあるいはバックファイア型爆撃機などの極東配備の動向、ペトナムにおける海空軍基地の使用、国後、択捉両島地域への地上軍の再配備などの問題は、わが国の安全保障に深くかかわるものであり、今後の成り行きには十分注目しなければならないと考えます。

しかし、いま直ちに同大綱を見直し、あるいは防衛力の規模を同大綱で定めた以上に強化する必要があるとは考えておりません。われわれといたしましては、現在「防衛計画の大綱」の定めるところによりまして、防衛力の質的向上を期してまいりたいと思っております。

なお、今回の防衛二法では、海上自衛隊、航空自衛隊の定員増をお願いいたしておりますが、これは、艦艇、航空機の就役、建造等に伴い、これらを運用するのに必要な要員を積み上げた結果出されたものでござります。したがいまして、海上自衛官、航空自衛官の定員についてどの程度まで増員するか、一概には申し上げかねますが、増員のめどは、「防衛計画の大綱」で示されている編成、主要装備等の具体的な整備目標によつておのずから概定されてくるものになると思われます。

最後に、陸上自衛隊の予備自衛官は、後方警備、後方支援、戦闘損耗補充の要員に充当するた

ります。(拍手)

【國務大臣園田直君登壇】

○國務大臣(園田直君) ブラウン国防長官と私の話は、平和と安全の保障が、軍事力のみならず、政治経済と総合的なものの中に安全と平和があるということで、そういう立場から、わが日本は、

わが日本の持つておる政治経済の力を發揮し、アジア及び世界の平和を追求し、独自の努力をしておる、しかし、日本のこの努力の背景、基盤は日本安保条約であり、信頼するに足る抑止力である

お話をしておりません。われわれといたしましては、現在「防衛計画の大綱」の定めるところによりまして、防衛力の質的向上を期してまいりたいと思っております。

抑止力とは、いかなる国といえども、アジアまたは太平洋地域において、この平和を乱そうとするような行動に出ることを思ひとどまらせるに足る力、信頼あるとは、自他ともにこれを認めるものである、というのが私の考え方でござります。

次に、先般お願いいたしました予算の中に、基地の住宅の設置及び労務費の問題がありますが、これはあくまで地位協定の中で行われたものであります。解釈はいささかも変わっておりません。今後起こるべき問題についても、この地位協定の枠内において処理する所存でござります。

(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(灘尾弘吉君) 本日は、これにて散会いた



農林水産委員	西村 章三君	和田 耕作君	小宮 武喜君	山本悌二郎君
辞任	中尾 栄一君	補欠	石川 要三君	河本 敏夫君
	中村喜四郎君		大坪健一郎君	廣瀬 正雄君
	野村 光雄君		玉生 孝久君	倉石 忠雄君
	関谷 勝嗣君		玉沢徳一郎君	椎名悦三郎君
	塙原 俊平君		足立 篤郎君	
商工委員	中川 嘉美君		山本悌二郎君	小宮 武喜君
辞任	中尾 栄一君		中尾 栄一君	西中 清君
	中村喜四郎君		鹿野 道彦君	西中 清君
	野村 光雄君		閑谷 勝嗣君	鹿野 道彦君
	塙原 俊平君		宮井 泰良君	宮井 泰良君
	中川 嘉美君		宮井 泰良君	西中 清君
運輸委員	西中 清君	補欠	西中 清君	西中 清君
辞任	鹿野 道彦君		鹿野 道彦君	鹿野 道彦君
	閑谷 勝嗣君		宮井 泰良君	宮井 泰良君
	宮井 泰良君		宮井 泰良君	西中 清君
	閑谷 勝嗣君		宮井 泰良君	西中 清君
	西中 清君		西中 清君	西中 清君
議院運営委員	西中 清君		西中 清君	西中 清君
辞任	廣瀬 正雄君		廣瀬 正雄君	西中 清君
	椎名悦三郎君		小瀬 恵三君	西中 清君
	廣瀬 正雄君		藤波 孝生君	西中 清君
	多賀谷眞穂君		小瀬 恵三君	西中 清君
	中村 重光君		稻富 稔人君	西中 清君
	多賀谷眞穂君		山本悌二郎君	西中 清君
航空機輸入に関する調査特別委員	西中 清君	補欠	中村 重光君	西中 清君
辞任	越智 伊平君		玉沢徳一郎君	西中 清君
	原田昇左右君		竹内 黎一君	西中 清君
	中尾 栄一君		戸井田三郎君	西中 清君
	中村喜四郎君		武藤 嘉文君	西中 清君
	中尾 栄一君		竹内 黎一君	西中 清君
	中尾 栄一君		戸井田三郎君	西中 清君
(条約提出)	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
一、去る二十四日、内閣から提出した条約は次のとおりである。	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
北西太平洋における千九百七十九年の日本国	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
さけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
(議案提出)	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案（横	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
外五名提出）	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（西宮弘君	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
付託）	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
一、去る二十四日、委員会に付託された条約は次のとおりである。	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
北西太平洋における千九百七十九年の日本国	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
さけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第一	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
四号）	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
外務委員会 付託	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
(議案送付)	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
は次のとおりである。	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
海外経済協力基金法の一部を改正する法律案	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
元号法案	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
港湾労働法の一部を改正する法律案	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
(答弁書受領)	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領し	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
た。	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
衆議院議員上田卓三君提出大和川の水質汚濁防	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
止と流域下水道の整備に関する質問に対する答	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
弁書	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
一、昨二十五日、石炭対策特別委員会において、	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
次のとおり理事を補欠選任した。	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
理事 山本悌二郎君（理事稻富凌人君が前二十	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
五日委員辞任につきその補欠）	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案（横	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
利秋君外五名提出）	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
一、去る二十四日、委員会に付託された法律案は次のとおりである。	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君
法律案（横山利秋君外五名提出）	中尾 栄一君		玉沢徳一郎君	西中 清君

官 報 (号 外)

大和川の水質汚濁防止と流域下水道の整備に関する質問主意書

昭和五十四年三月二十日

卷之三

衆議院議長 滾尾 弘吉殿

# 大和川の水質汚濁防止と流域下水道の整備に関する質問主意書

大和川の水質汚濁防止と流域下水道整備の対策は、緊急を要すると考える。

従つて次の事項について質問する。

一 昨年十一月三十日の建設省発表によると、

九七七年度(昭和五十一年度)の全国河川水質調査で、大阪の大和川がワースト1!!全国で一番水質が悪いといふ不名誉な結果を記録した。

卷之三

大和川といふは 奈良盆地に端を発し 大阪

河内平野を横断して大阪湾に注ぐ、淀川と並ぶ

大阪の代表的河川である。その流域には大阪

市、郡市、松原市、羽根町、藤井寺市、高田

市・堺市・枚原市・羽曳野市・藤井寺市・富田

林市・河内長野市・柏原市・美原町・狹山町・

河南町・太子町・千早赤阪村と八市四町一村、

卷之三

約百二十万人の住民が生活を営んでおり、大和

川の水質汚濁は、この大阪南部＝南河内の住民

の生活で深刻な影響を及ぼしてゐると言えられ

四百一〇

先に発表された調査結果では、一九七七年度の大和川の平均BOD(生物化学的酸素要求量)は15ppmと、大和川中流の環境基準(生活環境

昭和五十四年四月二十六日 衆議院会議録第二十一号 朗読を省略した議長の報告

境の保全に関する環境基準」のC類型は5ppm以下)の三倍にも達している。「国民の日常生活において不快感を感じない限度」とされるE類型の最低の基準値でもBOD=10ppm以下であり、大和川のそれは年平均で5ppmも上回っている。

大阪府の「公害白書」(七七年版)によると、大和川中流入口の国豊橋でBOD15ppm、下流遠里小野小橋では21ppm、さらに中流の今戸川合流地点では29ppmもの高い数値を示している。これは一級河川としては異常な記録である。

大阪の他の大きな河川、淀川や神崎川、寝屋川などは環境基準はやや上回っているとはいえ、年々水質は良くなっている。それなのに、大和川だけは年々悪化の一途をたどっているわけである。

そこで建設省に質問する。

建設省は、一級河川である大和川の河川管理責任者として、大和川の水質汚濁の実情をどう把握しているのか。水質汚濁の主たる原因は何であるのか。この点について建設省の見解を明らかにされたい。

二 大和川の水質汚濁の原因について、七八年十一月一日付朝日新聞は、(1)流域での新興住宅開発による生活排水の増大、(2)松原市や堺市などの養豚による汚物の流入、(3)下水道整備の立遅れなどを挙げている。

これは大阪府下の主な河川全体について言え  
ることだが、一九七六年度の水質汚濁負荷量の現  
状値を大阪府の大坂地域公害防止計画によつて  
みると、生活排水の割合が大半を占めている。  
大和川の場合、生活排水と工場排水その他の割  
合をみるとおよそ七対三の比率になつてゐる。  
大和川以南の地域では、今後、宅地開発等の  
市街地化が急速に進むと予想されているだけ  
に、各家庭から出て大和川に流入する生活排水  
の量は、さらに大幅に増加するものと思われ  
る。これをそのまま放置しておけば、大和川の  
水質汚濁は悪化に悪化を重ね、いずれ取り返し  
のつかない状態になつてしまふ。  
そこで建設大臣に質問する。  
このまま放置しておけば大和川の水質汚濁は  
一向に改善されないとと思うがどうか。まず、大  
和川の水質は改善されるのか、されないのか。  
改善されるとすれば、どのような対策によつて  
改善することができるのか。建設省としては、  
その抜本的な対策についてどう考えているか、  
見解を明らかにされたい。

つて、その生活の後始末とも言ふべき汚水の処理をしなければ、都市は都市の機能を果たさないし、自然環境も破壊されるばかりである。

公害対策基本法は、「政府は、<sup>施設</sup>環境基準が確保されるよう、公害防止に関する対策を総合的かつ有効適切に講ずることに努めなければならぬ」として、その施策に排出規制や土地利用規制などと並んで、「公害防止に関する施設の整備」をうたっている。この「公害防止に関する施設」の中には、下水道の諸施設も含まれているということは周知の事実である。

また、一九七〇年(昭和四十五年)に改正された下水道法は、下水道事業の目的として「公共用水域の水質の保全に資すること」という条文をつけ加え、下水道事業に公害防止・環境保全という考え方をはつきりと位置付けている。

全国で一番水質汚濁が進んでいると言われる大和川の水質改善のために、下水道事業を緊急に進める必要があるということを再度確認してもらいたいが、見解を明らかにされたい。

四 同時に、下水道は、公害防止というだけなく都市計画の上でも、いまや必要不可欠な公共施設となつてゐる。都市計画法では、「市街化地域では、最も基礎的な都市施設として、少なくとも、道路、公園、下水道の三つの都市施設の計画を定めるもの」と規定されている。

すでに述べたように、大阪南部・大和川流域は、近年急速に市街地化しつつあるという事情

があり、そのことが、大和川の水質汚濁の防止という点からも、南部の都市開発という点からも、下水道事業の進展を緊急の必要事にしてい

る。

そこで、大和川流域の下水道事業計画の進捗状況について聞きたい。すでに、一九六五年（昭和四十年）から第一次の流域下水道整備五カ年計画が全国的に開始され、現在第四次五カ年が進行中であるが、大和川流域下水道整備計画の進捗状況は、現在どのような段階に来ているのか。明らかにされたい。

五 下水道整備という点では、大和川流域の大坂南部は非常に遅れている。大阪府下の各市町村の下水道普及率（ $\frac{\text{処理人口}}{\text{行政区域人口}} \times 100\% \right)$ を高順に挙げていくと、

1 大阪市	九六・一%
2 池田市	九一・一%
3 守口市	六五・一%
4 豊中市	六〇・五%
5 吹田市	五五・二%
6 箕面市	四九・一%
7 狹山町	四五・七%
8 門真市	四一・三%
9 交野市	三八・九%
10 東大阪市	三五・〇%
11 堺市	三四・七%
12 枚方市	二九・八%
13 富田林市	二七・〇%

おおむね一ヘクタール当たり百十人で、BODは4~5ppmである。これに対して大和川流域は人口密度の平均が一ヘクタール当たり七十人で、BODは20~30ppmを記録している。

くどいようだが、人口密度が高く、それだけ生活排水も多くて河川の水質汚濁が進んでいる

のは、淀川、神崎川流域で、水質が改善に向かっており、逆に、北部に比べて人口密度が低い大和川流域で水質汚濁が進行しているというの順になつていている（一九七八年三月三十日現在）。

普及率ベスト10に大和川流域で入っているのは、すでに以前から公共下水道整備事業を進めた狭山町のみである。松原市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、河内長野市などの流域の主な市町村は軒並み普及率0という状態である。

よく大阪では“南北格差”ということが言われるが、北部の各市では七〇年の万博博を機に、道路や下水道事業など都市計画が急速に進んだが、南部ではこれが非常に遅れている。下水道をひとつとつてみても、それが端的に現われているのではないか。

この結果北部の淀川や神崎川では、流域の人口密度が一ヘクタール当たり百人と百二十人と大和川流域に比べて人口密集度がはるかに高いにもかかわらず、水質の汚濁では大和川よりもかかわらず、水質の汚濁では大和川よりはるかに低い数値を示している。

ちなみに、淀川、神崎川流域の人口密度は、

おおむね一ヘクタール当たり百十人で、BODは4~5ppmである。これに対して大和川流域は

人口密度の平均が一ヘクタール当たり七十人で、BODは20~30ppmを記録している。

同じ神崎川流域の安威川で十四・七キロメートル（達成率三六・一%）、淀川流域ではやや遅れで、BODは20~30ppmを記録している。

くどいようだが、人口密度が高く、それだけ生活排水も多くて河川の水質汚濁が進んでいるため、流域下水道事業は進展していなくて

はずの淀川、神崎川流域で、水質が改善に向かっており、逆に、北部に比べて人口密度が低い大和川流域で水質汚濁が進行しているというのは、どう考えても異常な事態だ。この原因は一に流域下水道事業の立遅れにある。一説には、自己流量の少ない大和川では下水道整備を進めても、二次処理だけでは水質は良くならない。

三次処理まで必要だと意見すら聞かれる。にもかかわらず二次処理すら進んでいない。

そこで、大和川流域の下水道整備が何故これほど立遅れているのか。何が整備計画遂行上のネックになつているのか、見解を明らかにされたい。

六 大阪府の方に問い合わせても、大和川流域については処理場用地の取得に難行し、都市計画その他の関係調整の上からも、下水道整備事業が遅れてきたということだ。

しかし、一九六五年（昭和四十年）に流域下水道整備計画が始動してから今日まで、五十二年

度末現在での事業進捗率をみて、大和川流域はその計画の大きさに比して達成率は極めて低い。

七 事業費が近年大幅に伸びてきているとは言つても、北部地域に重点的に事業費を投下し

て、下水道整備を急ぐ必要があると思うが、見解を明らかにされたい。

された大和川流域に事業費を投下しても、下水道整備を急ぐ必要があると思うが、見解を明らかにされたい。

名川で二十・六キロメートル（達成率六九%）、

同じ神崎川流域の安威川で十四・七キロメートル（達成率三六・一%）、淀川流域ではやや遅れているものの、これは公共下水道が先行しているため、流域下水道事業は進展していなくて

普及率が高い一寝屋川北では三十一・五キロメートル（率五六%）、寝屋川南二十二・二キロメートル（率三一・七%）であるのに対し、大和川流域では、西部が二・七キロメートル（率五・三%）とやや進んでいるだけで、全体で三キロメートル（率三一・七%）という状態である。このような進捗状況の遅れに対応して、五十一年度末までに投下される総事業費の比率も、大阪府全体では一・一%の達成率しかない。

このように、大和川流域の下水道整備が何故これほど立遅れているのか。何が整備計画遂行上のネックになつているのか、見解を明らかにされたい。

七 事業費が近年大幅に伸びてきているとは言つても、北部地域に重点的に事業費を投下しても、下水道整備を急ぐ必要があると思うが、見解を明らかにされたい。

事業費が近年大幅に伸びてきているとは言つても、北部地域に比較して、南部大和川流域の事業費額が少ない、ということに変わりはない。水質悪化、下水道普及率の低さ等の遅れを取り戻そうと思えば、それに見合うだけの大幅な重点的投資は絶対必要だ。

それに、大和川流域下水道事業のこれまでの実績を少し調べてみると、先程も用地取得難の話が出たが、事業費の大半が用地費とその利子

に食われて、下水道整備事業が南部開発についていけない、後追いになつてゐるという側面もある。

例えば、本年度の大和川流域下水道整備事業費は、補助対象事業のみで約六十九億円だが、そのうち四十七億円が用地費とその利子の返済に食われ、工事費は十八億円余り（うち処理工場建設に九億円、管渠の布設に九億円）に過ぎない。今後も、これまでに取得した用地費の残（約三十七億円）、今池処理場用地の未取得分（約七十一億円）、狭山処理場の拡張用地分（約四十億円）と、少なくとも約百五十億円もの用地費が見込まれる。これでは、いつたいつになつたら下水道整備は進むのか。

しかも、今池処理場は五十二年度十二月から、当面一日につき四万トンの処理能力を目指して一部建設にやつと着手、狭山処理場は本年度夏に、一日当たり三万トンの供用開始のメドとなつてゐるが、その次の計画はまだ立つてない。大井処理場に至つては、五十年にほぼ用地の取得を完了しておきながら、処理施設の建設計画のメドすら立つていない。地元の住民からは「今すぐでも処理場建設するようなことを言つて買い上げておきながら、いつになつたら建設するんだ」という批判の声すら上がつてゐる。

現在のようなペースで事業を進めるのなら、全体計画の目標に掲げられて いる処理場九十

二・五万トン（一日当たり）、管渠百十六・五キロメートルを完全に達成するまでに五十年以上も年の年月が経つてしまふと思われる。

周知のようすに、日本の都市開発は民間主導で進み、都市機能の充実に資する公共投資は常に後追い行政を続けてきた。公共投資の中でも小・中学校等の施設の確保が精一杯で、下水道事業は後回しにされてきた、という歴史的経過がある。

開発が進んだあとを下水道整備していくと、道路の再舗装や用地買収、住宅密集地への管渠埋設などで時間と費用が著しくかかる。そういう意味で、下水道整備は先行的な事業着手が必要だ。遅れば遅れるほど手間がかかり、費用も高くなる。早くやればやるほどスムーズにできるわけである。

大和川流域の開発を計画的に進める上でも、下水道事業を一つのモデル・ケースとして早急に進める必要がある。そのことが河川の汚濁について、多かれ少なかれ、大和川と同じような問題に直面している他の河川の水質保全にも、良い意味での刺激を与えるのではないか。

以上のような理由から、大和川流域下水道整備の重点的な事業促進を要求する。

この点について建設省は、大和川流域下水道整備の促進上どのような姿勢で、どのような対策を立てようとしているのか、具体的に見解を明らかにされたい。

八 大和川流域の下水道整備を重点的に進めるところまで上げるという目標が掲げられているのだから、大和川流域については、それに見合うだけの事業を完全に遂行するということを目指すべきではないか。

現在、一日四万トンの処理能力を目指して建設に着手している今池処理場が完成すれば、西部で約七万人、人口の一三%の処理が可能になる。南部では狭山処理場が供用を今夏に開始すれば、約十万人、二七%の処理ができる。大井処理場が建設されるまでのつなぎとして建設が計画されている放流管が完成すれば、東部で約四万三千人（人口比一三%）の処理がまかなえる。

以上、現在建設中のものも含めて、実際に計画が進められている事業が五十五年度末に完了したとしても、流域全体では処理人口が一七%くらいにしかならないわけである。

大和川流域関連の公共下水道の整備状況（五十三年度末見込み）をみると、面積処理率で、富林市（五七%）、柏原市（五二%）は例外として、他は松原市（三・五%）、藤井寺市（一三・七%）、柏原市（一%）、羽曳野市（七%）、河内長野市（二・七%）、美原町（六%）という状態である。これでは、流域下水道事業を進めたところで、それにつなぐ公共下水道がまだ完成していないという事態を生じさせかねない。

そこで、公共下水道の事業を進める上で何が障害になつてゐるかというと、やはり財源問題である。大阪府下の自治体は多かれ少なかれ赤字財政に苦しんでいる。

い。そのための財政的保障も含めて、建設省として対策を立てるべしだとと思うが、見解を明らかにされたい。

#### 財政的に見れば、先に述べた現在計画実施中の事業費だけで約二百億円ではないか。それ

に、今後の用地費に必要な百五十億円、大井・狭山の両処理場に当面百億円として五百億円も講じればすぐでもできる。今まで遅れていた分を取り返すためには、現在の事業費の二倍や三倍の規模になつても、それぐらいの思い切った手を打つべきだと思うが、建設者の前向きの見解を明らかにされたい。

九 次に、流域下水道整備事業を急ぐためには、それに接続する公共下水道の整備促進のための措置をとる必要がある。

大和川流域関連の公共下水道の整備状況（五十三年度末見込み）をみると、面積処理率で、富林市（五七%）、柏原市（五二%）は例外として、他は松原市（三・五%）、藤井寺市（一三・七%）、柏原市（一%）、羽曳野市（七%）、河内長野市（二・七%）、美原町（六%）という状態である。これでは、流域下水道事業を進めたところで、それにつなぐ公共下水道がまだ完成していないという事態を生じさせかねない。

そこで、公共下水道の事業を進める上で何が障害になつてゐるかというと、やはり財源問題である。大阪府下の自治体は多かれ少なかれ赤字財政に苦しんでいる。

流域下水道事業の場合、処理場建設への国庫補助は事業費の四分の三、管渠が三分の一と比較的優遇されていて、起債も含めた補助対象事業は全体の九〇%以上となつていて。

しかし、公共下水道事業の場合には、処理場三分の一国庫補助、管渠十分の六の補助といわれる補助対象事業の割合も、府下の各市の場合約六〇%前後と、各自治体の単独事業の負担が大きくなっている。

昭和五十三年度の事業費見込みで全事業費に占める国費の割合を計算してみると、松原市が三五・六%、藤井寺市五二・二%、羽曳野市五四・八%、富田林市一八・八%、狹山町三六・九%と大和川流域関連全体の平均で三七・七%という実態である。

こう言えば、いや下水道事業には大幅な起債が認められているので大丈夫だ、という返事が返ってきてしそうだが、起債はいずれ借金として返済すべき性格のものであり、公共下水道を進めている各自治体は、起債の累積とその償却にも頭を痛めているのが現状である。

これは是非とも、公共下水道事業についても流域下水道並みに大幅な国庫補助を行うべきであると思うが、それについて見解を明らかにされたい。

一〇 大和川流域の下水道事業が、大和川流域の水質汚濁の防止という意味からも、大阪南部開

発、一都市計画の推進の上からも、緊急にして重要な課題であると考えられる。

都市計画上からも、道路、住宅、その他の公共施設とのバランスのとれた下水道整備を図ることことで、地元でも努力するので、建設省もそれにこたえてもらいたいが、それに関して見解を明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十四年四月二十四日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 濑尾 弘吉殿

衆議院議員上田卓三君提出大和川の水質汚濁防止と流域下水道の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

昭和五十四年度に日量三万立方メートルとなる予定である。また、管渠については、西除川左岸幹線等の整備を進めている状況である。

五について

大和川下流域下水道については、これまで事業の促進に努めてきたところであるが、処理場の用地取得が難航したこと、処理水の放流先の問題の解決に時間を要したこと、更に、処理場建設工事に際して埋蔵文化財の調査との調整を図る必要が生じたこと等の理由により、事業の進ちょくが遅れているものである。

六から八までについて

大和川の水質改善に果たす下水道の役割の重要性にかんがみ、事業主体である大阪府等の意向を踏まえて、今後当該地域の下水道整備の促進について配慮してまいりたい。

二及び三について

九について

大和川の水質汚濁の主たる原因が生活排水であるとともに、下水道の整備を図ることが大和川の水質改善の重要な施策であると考えておきり、このため、大和川流域に係る下水道整備の促進を図る必要があると考えている。

四について

大和川下流域下水道事業の昭和五十三年度までの投資額は百九十七億円である。

現在の進ちょく状況は、終末処理場については、今池処理場及び狹山処理場において処理施設を建設中であり、狹山処理場の処理能力は、

昭和五十四年度に日量三万立方メートルとなる予定である。

五について

十について

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、河川等公共用海域の水質の保全に資するため、関係住民の理解と協力を得て大和川流域の下水道整備事業が促進されるよう、今後とも配慮してまいりたい。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る二十四日、内閣から、衆議院議員瀬長龜次郎君提出沖縄県の市町村未買収道路用地（旧つぶれ地）に対する国の補償措置に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十四年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置

に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十四年二月二十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、別業務基金に充てるため提出することができる。

出資し、又は協定第四条第一項に規定する特別業務基金に充てるため提出することができる。

のほか、予算で定める金額の範囲内において出資することができる」ととする。

#### (二) 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、今後同銀行に対し、従来の出資額

のほか、予算で定める金額の範囲内において出資することができる」ととする。

#### (三) 本法案施行に伴う予算措置に関する理由

本法案は、最近におけるアフリカ開発基金及び米州開発銀行の業務の実情等を勘案し妥当な措置であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

#### (四) 本法案施行に伴う予算措置

昭和五十四年度一般会計予算予算總則第十条に、昭和五十四年度において、アフリカ開発基金に出資し得る金額の限度額は三百十七億四千九百五十一万円と規定されており、米州開発銀行に出資し得る金額の限度額は二百七十七億五千三百二十五万三千円と規定されている。

右報告する。

#### (五) 本法案は、アフリカ開発基金及び米州開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、両機関に対する我が国の追加出資に関する規定の整備を行おうとするもので、その内容

は次のとおりである。

#### (一) アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、今後同基金に対し、従来の出資額

のほか、予算で定める金額の範囲内において出資することができる」とする。

昭和五十四年四月二十四日

内閣総理大臣 大平 正芳

北西太平洋における千九百七十九年の日本

國のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件及び同報告書

北西太平洋における千九百七十九年の日本

國のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求める件

昭和五十四年四月二十六日 衆議院会議録第二十一号

北西太平洋における千九百七十九年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手続き及び条件に関する議定書の締結について  
承認を求めるの件及び同報告書

五七〇

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦  
政府は、

された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の協定に基づいて、  
次のとおり協定した。

1 この議定書は、千九百七七年五月二日付け

九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会

主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生

物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会

議幹部会令の諸規定を考慮し、また、ソヴィエ

ト社会主義共和国連邦が千九百七十九年において北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域

におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考

慮して、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側

統及び条件を定めることを目的とする。

## 2 北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域

における日本国のきけ・ますの漁獲に関する手続及び条件は、次のとおりとする。

(1) 東側は東經百七十度の線、南側は北緯四十

四度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社  
会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸  
二百海里水域の線をもつて囲まれる水域にお  
けるさけ・ますの漁獲は、禁止される。

間隔は、投網直後に計測される。一つの網と

ては、漁船」との漁獲量が定められ、その漁獲量は、(6)にいう許可証又は證明書に掲げられる。

日本国の港を根拠地とする中型漁船につき  
定められかつソヴィエト社会主义共和国連邦

側に通報された総漁獲量の範囲内で個々の漁船間において漁獲量の再配分が行われる場合

に対し再配分証明書を発給し、かつ、これにつき屋敷なくソザイエト社会主義共和国連邦

側に通報する。

いう漁獲について遵守されることを確保するため、北西太平洋の距岸一百海里水域の外側の水

(1) この認定書の規定に従いさけ・ますの漁獲城において、次の規定に基づき措置をとる。

を行つてゐる一方の締約国の漁船に、他方の  
締約国の正当に権限を有する公務員は、この

備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を

乗船することができる。当該検査及び質問に  
當たつては、当該漁船の魚類活動が破る方

前記の公務員は、その所属する締約国の権限を最小のものにしなければならない。また、

のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならない。

(乙) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の

規定に違反して漁獲を行つてゐるとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つていたと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することができる。

前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所でその漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならぬ。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けたことができずかつ他の締約国に要請をしたときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができる。

(3) 前記の漁船又は乗組員の所属する締約国が当局のみが、この3に関連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに対しても刑を科する管轄権を有する。違反を証明する調書及び証拠は、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。

(4) この認定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つてゐる漁船の所属する締約国の政府

は、他の締約国が正當に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなるよう、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査(検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む。)の実施について当該公務員に協力するよう、適当な措置をとる。

この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百七十九年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証據として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けたこの議定書に署名した。

千九百七十九年四月二十一日モスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

1 漁船又はその乗組員が議定書に定められた規定に違反した場合には、いづれの国の公務員も当該漁船を拿捕し、当該乗組員を逮捕することができる。

2 漁船又はその乗組員が議定書に定められた規定に違反した場合には、いづれの国の公務員も当該漁船を拿捕し、当該乗組員を逮捕することができる。

3 前項の拿捕及び逮捕が行われた場合には、当該公務員の所属する締約国は、漁船又は乗組員をそれらの所属する締約国にできる限り速やかに引き渡すこと。

4 裁判管轄権は、漁船又はその乗組員が所属する締約国が有すること。

5 本議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有すること。

北西太平洋における千九百七十九年の日本

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために  
V・カーメンツェフ

魚本藤吉郎

日本国政府のために

昭和五十四年四月二十五日

衆議院議長 鮎尾 弘吉殿

外務委員長 堀谷 一夫

昭和五十四年四月二十五日

衆議院議長 鮎尾 弘吉殿

法律第五十一号) 及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第二百四十九号)と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「特定ガス消費機器」とは、ガスバーナー付ふろがま、ガス瞬間湯沸器その他のガス事業法第四十条の二第一項に規定する消費機器又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」という。)第二条第五項に規定する消費設備に該当する機械又は器具(附属装置を含む。)で構造、使用状況等からみて設置又は変更の工事が欠陥に係るガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるものであつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定工事」とは、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事(通商産業省令で定める軽微なものを除く。)をいう。

## (特定工事の監督)

第三条 特定工事の事業を行う者(以下「特定工事事業者」という。)は、特定工事を施工するときは、特定工事がガス事業法第四十条の四又は液化石油ガス法第三十八条の二の規定に適合する

定めるところにより、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら特定工事を行う場合は、この限りでない。

(ガス消費機器設置工事監督者の資格等)

第四条 ガス消費機器設置工事監督者の資格は、次の各号のいずれかとする。

一 通商産業大臣又はその指定する者が通商産業省令で定めるところにより行う特定工事に必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者であること。

二 液化石油ガス設備士であること。

三 通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していることにつき通商産業大臣の認定を受けた者であること。

2 前項第一号又は第三号に該当することによりガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者が同項の監督の職務を行う上で必要があると認められる指示に従わなければならない。

3 第三条本文の規定により特定工事を実地に監督し、又は同条ただし書の規定により自ら特定工事を行う者は、その監督の職務を行い、又は自ら特定工事を行うときは、資格証(液化石油ガス設備士にあつては、液化石油ガス設備士免状)を携帯していかなければならない。

(表示)

第六条 特定工事事業者は、特定工事を施工したときは、通商産業省令で定めるところにより、当該特定工事に係る特定ガス消費機器の見やすい場所に、氏名又は名称、施工年月日その他の

格を失う。

4 講習修了資格者等のガス消費機器設置工事監督者の資格を証する書面(以下「資格証」という。)の様式及び交付、再交付その他の手続に関する必要な事項は、通商産業省令で定める。

5 第一項第一号若しくは第二項の講習若しくは資格証の再交付(通商産業大臣が行う講習又は再交付に限る。)又は第一項第三号の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

(監督者の義務等)

第六条 通商産業大臣は、特定工事に係るガスによる災害の防止のため必要があると認めるとときは、特定工事事業者に対し、特定工事の施工に関し、報告をさせることができること。

## (経過措置)

第七条 通商産業大臣は、特定工事に係るガスによる災害の防止のため必要があると認めるとときは、特定工事事業者に対し、特定工事の施工に関し、報告をさせることができること。

第八条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## (権限の委任)

第九条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

## (罰則)

第十条 第二条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

## (報告)

第十二条 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

## (表示)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたとき

通商産業省令で定める事項を記載した表示を付さなければならない。

## (報告の徵収)

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の刑を科する。

第十三条 第六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、十万円以下の過料に処する。

第十四条 第五条第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条、第四条第二項及び第三項、第五条並びに第七条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (ガス事業法の一部改正)

## 2 ガス事業法の一部を次のように改正する。

第三十八条の四第三項第一号中「若しくは高圧ガス取締法又は」を、「高圧ガス取締法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和五十四年法律第二号)若しくは」に改め、「命令」の下に「又はガス事業法第四十条の四」を加え、同条第四項中「若しくは高圧ガス取締法又は」を、「高圧ガス取締法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律若しくは」に改め、「命令」の下に「又はガス事業法第四十条の四」を加える。

## 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

3 ガス消費機器の設置工事監督者の資格等(1) ガス消費機器設置工事監督者の資格は、次のいずれかとする。

① 通商産業大臣又はその指定する者が行う特定工事に必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者  
② 液化石油ガス設備士  
③ 通商産業大臣が①、②と同等以上の知識及び技能を有していると認めた者

4 定義

(1) この法律において「特定ガス消費機器」とは、ガスによる災害の発生を防止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第五十八条に次の一号を加える。

第四十条の四 消費機器の設置又は変更の工事は、その消費機器が第四十条の二第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにならなければならない。

第五十九条に次の一号を加える。

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の刑を科する。

## 第十三条 第六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、十万円以下の過料に処する。

## 第十四条 第五条第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

五 第四十条の四の規定に違反した者(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第三十八条の四第三項第一号中「若しくは高圧ガス取締法又は」を、「高圧ガス取締法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和五十四年法律第二号)若しくは」に改め、「命令」の下に「又はガス事業法第四十条の四」を加え、同条第四項中「若しくは高圧ガス取締法又は」を、「高圧ガス取締法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律若しくは」に改め、「命令」の下に「又はガス事業法第四十条の四」を加える。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、特定工事に関する監督、講習修了資格者等の義務、監督者の義務等及び報告の徴収等に関する規定については、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 7 その他

## 5

## 5 その他

は、ガスバーナー付ふろがま、ガス瞬間湯沸器等で構造、使用状況等からみて設置等の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるもので、政令で定めるものをいう。

(2) この法律において「特定工事」とは、特定ガス消費機器の設置等の工事をいう。

## 6 特定工事事業者の義務

特定工事を事業として行う特定工事事業者は、特定工事を施工するときは、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に当該特定工事を実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地に監督をしなければならない。また、特定工事を施工したときは、氏名、施工年月日等を記載した表示を附さなければならない。

## 7 議案の可決理由

## 8 報告の徴収、経過措置、罰則等について所要の規定を設ける。

## 9 本案は、ガス消費機器の設置工事を一定の有資格者の監督の下に行わせることにより、ガス消費機器の設置工事の欠陥に係るガスによる災害を防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 10 右報告する。

昭和五十四年四月二十五日

衆議院議長 離尾 弘吉殿  
商工委員長 橋口 隆

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部  
を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十四年二月十日

内閣総理大臣 大平 正芳

理由

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一  
部を改正する法律

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭和二  
十八年法律第一号）の一部を次のよう改定する。

第五条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同  
項第一号を次のよう改める。

一 日本開発銀行による融資に係る利子補給金

については、当該融資契約が結ばれた日以後  
元本三年間据置き十年間半年賦均等償還の条  
件で当該対象融資の総額を償還するものとす  
ること。

第五条第二項中「五・五ペーセント」を「一・五  
五ペーセント」に、「六ペーセント」を「三・六ペー  
セント」に改める。

第十七条第一項中「三万円」を「十万円」に改め  
る。

附則第四項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭  
和五十七年三月三十一日」に改める。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 昭和五十年三月三十一日以前に結ばれた外航  
船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改  
正する法律案

船舶建造融資利子補給臨時措置法第二条の規定  
による利子補給金を支給する旨の契約により支  
給すべき利子補給金の額の計算については、な  
お従前の例による。

間隔五年間半年賦均等償還とする。

昭和五十四年四月二十五日

運輸委員長 篠輪 登

衆議院議長 濑尾 弘吉殿

〔別紙〕

政府が日本開発銀行と結ぶ利子補給契約に  
おいて支給することとする利子補給金の総額  
の限度額の計算における対象融資の償還条件  
は、当該融資契約が結ばれた日以後元本二年  
のうちに七億千四百万円が計上されている。

右報告する。

三 本案施行に要する経費

昭和五十四年度一般会計予算運輸省所管海運  
助成費外航船舶建造融資利子補給に必要な経費  
のうち七億千四百万円が計上されている。

右報告する。

政府が日本開発銀行と結ぶ利子補給契約に  
おいて支給することとする利子補給金の総額  
の限度額の計算における対象融資の償還条件  
は、当該融資契約が結ばれた日以後元本二年  
のうちに七億千四百万円が計上されている。

(2) 利子補給率の改正

利子補給率は、日本開発銀行による融資に  
ついては当該融資契約が結ばれた当時における長期設備資金に係る最優遇  
セントとの差の範囲内において、一般金融機  
関による融資については当該融資契約が結ば  
れた当時における長期設備資金に係る最優遇  
金利と年利三・六ペーセントとの差の範囲内  
において定める率とする。

(3) 利子補給契約の締結期限の改正

政府が利子補給契約を結ぶことができる期  
限は、昭和五十七年三月三十一日とする。

(4) その他

この法律は、公布の日から施行するものと  
するほか、所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における日本船の国際競争力の  
著しい低下に伴い、外航海運企業が日本船を建  
造する意欲を減少し、運航コストの低廉な外國  
用船へ依存する度合を年々高めつつある実情に  
かんがみ、我が国外航海運企業による外航船舶  
の建造を促進するため、利子補給制度の復活、  
拡充を図り、もつて国際競争力のある日本船の  
建造体制を改善、強化しようとするもので、そ  
の主な内容は次のとおりである。

(+) 利子補給金の限度額の計算方法の改正

三 今後の新船建造に当たつては、中小造船業の  
需要の確保を十分配慮すること。

二 國際海運秩序の維持に必要な諸施策を積極的  
に推進すること。

一 我が国海運企業の国際競争力の強化を図ると  
ともに日本人船員の雇用の拡大に努め、日本船  
を中核とする商船隊の整備を行うこと。

〔別紙〕

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一  
部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国外航海運の重要な性質にかんがみ、政府は次  
の事項につき、適切な措置を講すべきである。

一 我が国海運企業の国際競争力の強化を図ると  
ともに日本人船員の雇用の拡大に努め、日本船  
を中核とする商船隊の整備を行うこと。

二 國際海運秩序の維持に必要な諸施策を積極的  
に推進すること。

三 今後の新船建造に当たつては、中小造船業の  
需要の確保を十分配慮すること。

二 國際海運秩序の維持に必要な諸施策を積極的  
に推進すること。

一 我が国海運企業の国際競争力の強化を図ると  
ともに日本人船員の雇用の拡大に努め、日本船  
を中核とする商船隊の整備を行うこと。

〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法  
律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十四年二月十三日

内閣総理大臣 大平 正芳

## 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

法律の一部を改正する法律

(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改定する。

第一条第三項中「一万六千五百円」を「二万七千円」に、「三万三千円」を「五万四千円」に改める。

第五条第四項中「一万六千五百円」を「一万八千円」に改める。

第五条の二第三項中「八千三百円」を「九千円」に改める。

第二条第三項中「二万六千五百円」を「二万七千円」に、「三万三千円」を「五万四千円」に改める。

第五条第四項中「一万六千五百円」を「一万八千円」に改める。

第五条の二第三項中「八千三百円」を「九千円」に改める。

## 附 則

この法律は、昭和五十四年八月一日から施行する。

昭和五十四年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

この法律は、昭和五十四年八月一日から施行する。

昭和五十四年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

この法律は、昭和五十四年八月一日から施行する。

この法律は、昭和五十四年八月一日から施行する。

## 理 由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るために、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

決した。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

二 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和五十四年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金として二十五億八千二百九十一万六千円が計上されている。

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十四年度一般会計予算(厚生省所管)において原爆被爆者手当交付金が約二十九億七千七百三十三万六千円の増の見込みである。

四 國会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して橋本厚生大臣より「異存はない。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和五十四年四月二十五日

社会労働委員長 森下 元晴  
衆議院議長 離尾 弘吉殿  
(小字及び一は修正)  
〔別紙〕

第一條第三項中「一万六千五百円」を「二万七千円」に、「三万三千円」を「五万四千円」に改める。

第五条第四項中「一万六千五百円」を「一万八千円」に改める。

第五条の二第三項中「八千三百円」を「九千円」に改める。

〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

## 法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

原子爆弾被爆の特殊性にかんがみ、国家補償の精神に基づく被爆者の援護対策について、その制度の改善に対する要望は、ますます強まつている。

しかしながら、被爆者に対する制度の基本的なあり方について、いまだ十分な検討がなされていないことは遺憾にたえない。この際政府は、直ちに専門家による権威ある組織を設け、昭和五十三年三月の最高裁判所の判決の趣旨を踏まえて、一年以内の速やかな時期に被爆者に対する制度に関する基本理念を明確にするとともに、現行二法の再検討を行い、被爆者の援護対策の確立を期すとともに、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めること。

一 各種手当のうち一部のものは、すでに実質的に年金化している実態に着目し、各種手当の額の引上げ、所得制限の撤廃、適用範囲の拡大(地域を含む)等制度の改善に努める」と。  
一 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たつては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずること。  
一 特別手当については、生活保護の収入認定からはずすよう検討すること。  
一 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう制度と運営の改善を検討すること。

昭和五十四年四月二十六日 衆議院会議録第二十一号 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書



に必要な資金を林業信用基金法第二条第二項に規定する融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。  
イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業者等又は市場開設者(以下「木材卸売業者等」という。)であるもの  
ロ 木材卸売業者等(資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。)が直接又は間接の構成員となつてある中小企業等協同組合  
ハ 木材卸売業者等

三 前二号の業務に附帯する業務  
第七条 基金は、前条第一号の業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。  
基金は、前条第一号の規定による資金の貸付けに必要な資金の一部に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。  
政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前項の規定による基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 政府は、予算の範囲内において、基金に対し、前条第一号の業務に要する経費の一部を補助することができる。  
5 この法律の規定により基金の業務が行われる場合には、林業信用基金法第六条中「林業者等」以下「暫定措置法」という。第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第七条第四項中「林業者等」とあるのは「林業者等並びに林業等振興資金通暫定措置法(昭和五十四年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第七条第四項中「林業者等」とあるのは「林業者等並びに暫定措置法第六条

条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第八条及び第十二条第二項中「及び林業者等」とあるのは「並びに林業者等並びに暫定措置法第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第三十一条第一項中「決定」とあるのは「決定及び暫定措置法第六条第一号の業務」と、同法第三十九条、第四十条第一項及び第四十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同法第四十九条第一号中「又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書」とあるのは「第三十六条第一項若しくは第二項ただし書又は暫定措置法第七条第二項」と、同法第四十九条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同条第六号中「第二十九条」とあるのは「第二十九条又は暫定措置法第六条」とする。  
(都道府県の特別会計)  
第八条 第六条第一号の規定により基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。  
四 理 由  
林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

林業等振興資金金融通暫定措置法案(内閣提示)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的  
本案は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に付することに決した。  
二 本案施行に要する経費  
昭和五十四年度一般会計予算(農林水産省所管)に林業信用基金出資及び助成等に必要な経費として、二十八億四千三百六十五万九千円が計上されている。

右報告する。  
昭和五十四年四月二十五日  
農林水産委員長 佐藤 隆  
衆議院議長 犢尾 弘吉殿

[別紙]

林業等振興資金金融通暫定措置法案に対する附帯決議

最近における森林・林業をめぐる諸情勢は、極めて厳しく、このため、国内林業及びその関連産業の生産活動は著しく停滞の度合を深めており、このような動きのまま推移すれば、将来の森林資源の整備充実に重大な影響を及ぼすことになる。よって政府は、今日の事態を深刻に受けとめ、早急に打開策を講ずることが必要であり、当面左記の事項の実現に努めるべきである。

記

一 「森林資源に関する基本計画及び林産物の需給に関する長期の見通し」については、海外の森林資源事情及び世界の木材需給動向並びに我が国との自給率等を的確に予測して、長期間の我が国森林・林業の指針たり得るよう早急に改定し、これに即して諸施策の整備充実を図ること。  
二 木材の需給及び価格の安定による我が国林業の安定的な発展を期するため、木材の価格・需給動向の的確な把握とこれに即した指導の強化等を通じ外材の秩序ある輸入を図ること。なお、外材輸入については数量及び価格に対する調整措置を講ずるよう引き続き検討をすすめる。  
三 国内産木材の需要を拡大するため、在来工法による木造住宅の建設の促進等に関する各種施策の充実強化を図ること。

四 本法の運用に当たつては、中小・零細林家及び事業者に十分配慮するとともに、経営改善計画及び合理化計画の認定についても、その手続の円滑な処理を図るほか、低利融資制度については、資金需要の動向等に応じ所要の資金枠の確保等に努めること。

五 林業者等の資本設備の高度化と林業経営の近代化を促進し、その健全な発展に資するため、制度金融の改善充実を図るとともに、農協等の系統資金の導入についても、円滑に図り得る方途を検討し、その早期実現に努めること。

六 我が國林業の生産性の向上及び生産活動の活性化を図るため、林道網の整備、造林の推進、保育・間伐の適切な実施及び間伐材の有効利用等について助成の強化に努めること。

七 山村地域における林業の担い手を確保するため、計画的な森林施業の実施を主体とし、特用林産物の生産・加工及びその他地域の産業との組合せ等によって雇用の安定と労働条件の改善に努めるとともに、生活環境の改善など山村地域の振興対策を積極的に進めること。

八 林業労働における振動障害、腰痛等職業病の発生防止並びに治療方法の改善開発及び治療施設の充実について、特段の措置を講ずること。

九 松くい虫の発生状況にかんがみ、特別防除の適切な実施、被害木の伐倒駆除の強化拡充、被害地の樹種の転換、抵抗性品種の導入など地域の実情に即した総合的な松くい虫防除対策を講ずること。

十 国有林野事業については、経営改善を計画的に進めるとともに、民有林の振興に関する助成措置を勘案し、所要の財政措置の拡充に努め、不成績造林地の解消を含む造林内容の充実、林道開設等の生産基盤の着実な整備を図ること。また、国土保全、水資源のかん養、保健体養等森林のもつ公益的機能の發揮に特に努めること。

右決議する。